

介護保険による住宅改修の手引き (第2版)

令和5年3月

十日町市市民福祉部福祉課

1 介護保険住宅改修の概要

要介護（支援）認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活を継続するために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。手すりの取り付けや段差の解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

住宅改修は、利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。

日常生活の状況にしっかり合せた改修プランにする為、工事の着工前から完了まで、必ず担当ケアマネジャーと相談してください。

<申請から完了までのイメージ図>



<注意事項>

- ・支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。
- ・担当のケアマネジャーがいない場合については、地域包括支援センターへご相談ください。

2 支給対象要件について

次の要件をすべて満たし、かつ事前申請の手続きで市の確認を得たうえで、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- (1) 利用者が要介護（支援）認定を受けていて、その有効期間内であること
- (2) 利用者が在宅で生活されている方であること
- (3) 被保険者証に記載されている住所の家屋に対する住宅改修であること
- (4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること
- (5) 被保険者本人の心身の状態や、家屋の状況等から総合的に判断し、自立した日常生活を送るのに必要な改修であると認められること

市からの事前確認を受けなかった場合や、市からの事前確認を受けた後に改修事業所等の勝手な判断で工事内容を変更した場合は給付できません。変更前に介護支援専門員等に連絡し、よく検討のうえ、市まで改めてご連絡ください。

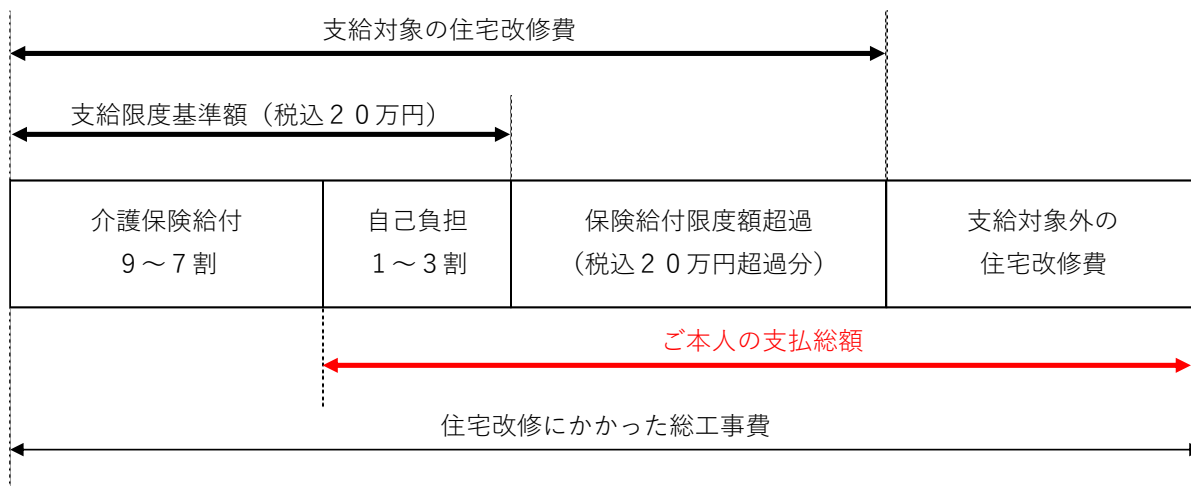
3 支給限度基準額

要介護認定区分に関わらず、支給限度基準額は20万円（税込）です。

20万円（税込）までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる改修費用の1割から3割と上限額を超えた費用が自己負担となります。

また、支給対象外の住宅改修費も自己負担となります。支給限度基準額20万円（税込）の範囲内であれば、何回かに分けて申請できます。

<イメージ図>



【例：負担割合3割の場合】 支給対象の住宅改修費：税込30万円
 (内訳) 介護保険給付上限額：20万円×0.7＝税込14万円
 自己負担額：30万円－(20万円×0.7)＝税込16万円

また、介護の必要度が著しく高くなった場合（要介護認定区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合）や転居した場合には、再度、支給限度基準額（税込20万円）までの利用が認められる場合があります。

初めて住宅改修をした時の要介護度	リセットとなる要介護度
要支援1	要介護3～5
要支援2 要介護1	要介護4～5
要介護2	要介護5
要介護3 要介護4 要介護5	リセットなし

4 支払方法

当市の住宅改修費の支給は、償還払いです。

一旦、全額を利用者が改修事業者に支払い、後ほど、利用者の負担割合に応じて、支給（償還）します。

5 申請における提出書類

<事前申請時>

(1) 支給申請書

(2) 住宅所有者の承諾書（住宅所有者と申請者が異なる場合）

※登記簿上の所有者が死亡し、かつ変更登記をしていない場合は、相続人代表者を所有者として、承諾書を作成してください。

また、複数名の共有で登記してある場合は、全員の承諾が必要となります。

(3) 住宅改修が必要な理由書（作成はケアマネジャー等の有資格者のみが可能）

(4) ケアプラン（暫定プラン）

※住宅改修をする旨が、プランに位置付けられていること。

(5) 工事費見積書及び内訳書

(6) 住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの（日付入り写真及び住宅の平面図等）

(7) 介護保険住宅改修費支給申請書類チェックリスト（事前申請用）

<支給申請時>

(1) 住宅改修に要した費用に係る領収書（原本）

※宛名が利用者本人となっているもの

(2) 工事費内訳書（請求明細書）

(3) 住宅改修完了後の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの日付入り写真等）

(4) 介護保険住宅改修費支給申請書類チェックリスト（工事完了用）

6 「住宅改修が必要な理由書」の記入要領

<理由書を作成することができる方>

- ・介護支援専門員、地域包括支援センターの担当職員
- ・福祉住環境コーディネーター（2級以上）
- ・理学療法士、または作業療法士

<理由書の作成について>

理由書の作成者は、基本的にケアプランを作成されている場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）が望ましいと考えます。

その理由としては、利用者本人が在宅生活を送る上でのさまざまな状況把握やニーズを分析したうえで、総合的な支援計画を立てているからです。

ただし、介護保険サービスの利用がなく、担当のケアマネジャーがいない場合には、上記に挙げている有資格者であれば作成することができます。



介護の専門家と工事の専門家が同行し、検討することで、利用者の意向を尊重しつつ、介護保険を上手に利用した安全で快適な住環境の整備をすすめることが可能となります。

<理由書の利用方法について>

住宅改修の理由書は、利用者の要望のみを記入するわけではなく、情報を収集し、住環境のどこに身体機能や介護力との不一致があるかを見つけ出し、住宅改修で解決できるか、福祉用具で解決できるか、生活の仕方でも解決できるかを、記入していく流れの中で、確認及び検討していくためのものです。

<各項目の記入方法>（以下の項目番号は、前述の記入例の番号と連動しています）

①利用者の身体状況

- ・疾病の発症からの経過
- ・麻痺や制限の有無
- ・バランスの保持の状況
- ・家屋内外での移動方法 など

この項目で重要なことは、利用者の現在の状態を知るために、過去の状態を聞き、なぜ現在の状態になっているかを把握することです。

不便な状況になったのは、どのような病気になったからなのか、転倒歴や転倒した場所、転倒の原因は何が考えられるのかなどを把握することで、より適切な対応策が考えやすくなります。

②介護状況

- ・同居家族の有無（主介護者は誰か）
- ・家族構成
- ・どのような介護をしているか
- ・すでに使用している福祉用具
- ・利用中・利用を検討している介護サービス
- など

この項目では、実際の介護状況に目を向け、第三者から見て無理のない介護体制かどうかを把握していくことが大切です。

介護者の負担を考慮し、家族等と話し合いながら、客観的な状況判断が必要となります。

③住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- ・利用者、家族が住宅改修によって日常生活をどのように変えたいのかという要望
- ・各専門職の判断
- ・改修後の生活を予想したもの
- ・改修の効果
- など

この項目では、単に希望を聞くのではなく、改修後の生活を予測することが必要です。今後の生活が分かるように記入しておくこと、利用者や家族が何のための改修であるのか理解しやすくなります。

また、「利用者等」とあるように「等」が付け加えられているのは、利用者の希望だけを記入するのではなく、ケアマネジャーが「客観的に」ニーズを把握し、方針を記入することができるようにするためです。

④福祉用具の改修前の利用状況と住宅改修後の想定

- ・住宅改修前に使用している福祉用具
- ・改修後に想定される福祉用具
- など

この項目では、住宅改修と福祉用具を適切に使用するために活用します。

住宅改修を行う上で、福祉用具の使用を想定しない住宅改修は考えられません。

また、リハビリ専門職とも連携して、手すりや杖をどのように使い分けるか、歩行器の使用に実用性があるのかなども確認する必要がでてくることも想定されます。

⑤「①改善をしようとしている生活動作」

この項目では、改善しようとしている動作（不便な動作）をチェックしていきます。

今回の改修の対象になっていないものについては、チェックする必要はありません。

⑥「② ①の具体的な困難な状況」

この項目では、生活動作レベル（例えば、立ち上がる、歩く、またぐ、段差昇降など）で、どのように困難であるのか、前項①と合わせて利用者の状況が具体的に分かるように記述します。例えば…

<身体状況>

- ・〇〇により不安定、困難、負担などではなく、具体的に…
→ふらつき、つまづき、痛み、加重、足が上がらない、麻痺、制限…
- ・寝たきりならば、「座位が保てるのか」、歩行ができなければ、「段差を超えることができるのか」 など

<場所の状況（段差、滑る、勾配）>

- ・掴まる場所がない→（ないために）どんな身体状況になるのか
- ・既存のものがある→使えない理由は何か、（手すりならば）通路や階段の両側に必要な理由はなぜか など

<危険性（リスク）>

- ・転倒（恐れ含む）、痛みの増強、症状の悪化はあるのか
- ・全くできないのか、できるがリスクがあるのか、介助者がいてもリスクはあるのか。

⑦「③改修目的・期待される効果・改修方針」

この項目では、①及び②の状況を踏まえ、改修目的の項目をチェックしていきます。

「改修の方針」では、②の具体的な困難な状況をどのような改修を行うと改善するのか、どこに何をすると効果があるのか、を記述していきます。

そして、この段階では住宅改修プランの検討に入っています。プランを具体的に検討する場合には、聞き取り調査や想定だけでプランニングを行うのではなく、危険のない程度に実際に動作のシミュレーションを行うことが重要です。

⑧「④改修項目（改修箇所）」

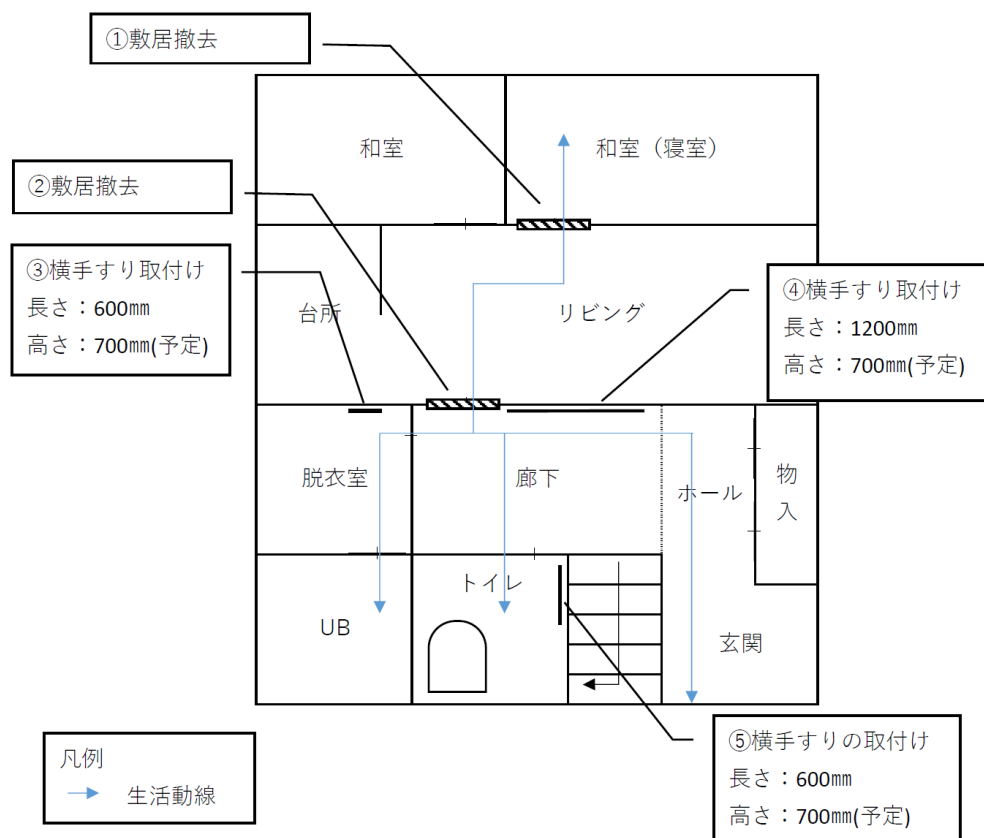
この項目では、チェック項目に記入していく中で、身体状況と介護状況、利用者や家族のニーズを把握し、改善しようとしている動作とその具体的な困難な状況に対して、どのような改善方針を採るかによって、改修項目がまとめられる、という流れになります。

なお、具体的な手段については、利用者本人や家族はもちろん、施工業者やケアマネジャー等の専門家と一緒に考えてもらうことが望ましいです。

<平面図>

- ・改修する箇所に、見積書や現地写真と連動した番号を振り、改修内容（手すり長さや高さなど）を記載してください。
- ・改修する階全体の平面図を作成してください。階段を工事する場合は、その上下フロアの平面図も必ず作成してください。
- ・本人の生活動線を確認するため、動線を矢印で記載します。
また、部屋の用途、ドアやトイレの向きも重要です。
- ・平面図とあわせて、必要に応じて拡大図、立体図、断面図等を作成してください。

<作成イメージ>



<現地写真>

・撮影するときは、可能な限り、工事ごと（項目ごと、場所ごと）の写真を撮影してください。

例えば、階段に手すりと滑り止めを設置するときは、手すりは手すり、滑り止めは滑り止めで別々に撮影をします。

この時、介護支援専門等が作成する理由書の、工事番号と一致するようにしてください。（例 工事番号①手すり、工事番号②滑り止め）

・写真に手書きでも構いませんので、どこに、どのような改修をするのか、書き加えてください。（例 手すりの場合は、長さのイメージと、取付け予定高さなどを記載します。）

・日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒板などに撮影日を記載し、日付が鮮明に見えるように撮影してください。

・改修前と改修後の比較が簡単にできるように、同方向から周囲の状況を広めに入れて撮影してください。（異なるアングルで撮影すると分かりにくくなります。）

また改修の状況が小さくて分かりにくい場合は、クローズアップした写真もつけます。

・デジタルカメラで撮影した写真で構いませんが、縮小すると分かりづらくなりますので、サービスサイズ程度の大きさが望ましいです。プリントアウトしたもので可能ですが、カラーとしてください。

・トイレなどの狭い場所、長い廊下や階段などの手すりの写真を撮る場合、写真が何枚になっても構いませんので、改修に使用した部材が鮮明にすべて写っているものを添付してください。（写真が複数枚になる場合は、工事番号に枝番を振る。（例）工事番号①-1手すり など）

写真に写っている部材の数と請求書に記載されている部材の数を突合しますので、写真で確認できない部材がある場合は、支給できないことがあります。

・段差解消、浴槽や便器の取替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、撮影する際にスケール（メジャー）を添えて写し込み、事前と事後で高さの変更が明確に判断できるようにしてください。

・既存の手すりや滑り止め等が写真で確認される場合、必要性に疑問があります。既存のものがなぜ利用できないのか、ケアマネジャーとよく確認（身体状況、設置位置、形状などの理由）してください。単なる修繕は対象外です。

・写真が不鮮明の場合、撮り直しをお願いすることがあります。



その改修、必要ですか…？

介護保険住宅改修は、公費によるものです。

利用者にとって、本当に必要な改修なのか、関係者でよく検討しましょう。

例えば…

- ・部屋の移動等で解決できる課題ではないか（生活環境の見直し）
- ・これまでの生活動線は、利用者にとって適切な動線か（安全性の確保）
- ・福祉用具購入や貸与で解決できる課題ではないか

（実例）

寝室等の生活拠点を1階に移すことによって、階段昇降等の移動が無くなり、転落することもなく安全な移動ができる。

また、このことで階段や廊下などへの手すり設置が不要となった。 など

8 支給対象となる住宅改修の内容

(1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作を円滑にすることを目的として設置するもの。

支給対象
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） ○ 出入口の手すり（原則1か所） ○ 階段の手すり（安全性を考慮して真に必要と認められる場合） ○ 敷地内の手すり（ガレージや車庫内、玄関ポーチや門扉までの通路等） ○ 固定されている家具への手すりの取り付け（手すりの安全性を確認できるもの）
付帯工事
・ 手すりの取り付けのための壁の下地補強も対象
支給対象外
× 集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可） × 老朽化による取替え × 敷地外の手すり × 取り付け工事で固定しない手すり × 固定されていない家具等への手すりの取り付け × 手すりの下地を入れるために壁を壊した場合の新規壁（壁工事は小規模工事ではないため。）

<理由書作成のポイント>

・項目②、③は「つかまるところがない → 手すりで改善する」のではなく、「ふらつき、痛みや膝折れ…などで危険 → 手すりで改善」と身体状況を具体的に記載してください。
・項目③、④は、利用者本人の動線に基づく手すりの必要箇所（左右、縦横）が分かるように記載してください。理由書は必要箇所を指定するものです。

・項目②は、原則、家事やリハビリ目的では対象外です。

・手すりも、1本ごとに使用する際の生活動作や期待する機能は異なります。

歩行状況が不安定という理由のみで、玄関や廊下、トイレ、浴室などすべての手すりを取り付けるというのは、本来、不適切と考えます。

理由書で改修の内容や必要性等が不明な場合は、作成者や改修業者に内容を確認しますし、聞き取りだけで判断できない場合は、状況に応じて現地で立会いを求めることもあります。

<見積書作成のポイント>

・手すりの長さや整合性のある材料（部材）のみ支給対象です。

同様に、2個入り部材のうち、1個のみ使用した場合は、1個分のみ支給対象です。

（例） 200cm部材で60cmの手すりを2本作成した場合、120cm分のみ対象

<写真のポイント>

- ・設置する壁だけでなく、関係する周辺も分かるように撮影します。(トイレの立上りに必要な手すりは、端にトイレを写す など)
- ・複数の手すりを1枚の写真にしないようにしてください。(部材が見切れてしまい、個数等が確認できないことが多いです。)
- ・段差昇降に必要な手すりの場合、原因となる段差がわかるようにしてください。(上がり框、敷居など)
- ・完了時は、請求書(見積書)にある部材個数を確認できるようにします。1枚で入りきらない場合は、分割して撮影してください。

★よくある指摘事項から…

- ・写真が小さく不鮮明なため、ブラケットや下地材のエンドカバーが確認できない。
→支給できない場合があります。提出前によく確認をしてください。
- ・角や上部の部材が見切れている。
→支給できない場合があります。提出前によく確認をしてください。
- ・理由書に指定した動作をしない場所に、手すりを移動した。
→市からの事前確認を受けた後、改修事業所等の勝手な判断で工事内容を変更した場合は支給できません。変更前に理由書作成者(介護支援専門員等)に連絡し、よく検討のうえ、市までご連絡ください。

<平面図のポイント>

- ・トイレや浴室に設置する場合、動作と関係する便器や浴槽の向きがわかるようにしてください。
- ・ドアの開閉部に設置する場合、ドアの開きがわかるようにしてください。
- ・屋内外の階段手すりは、その上下階の平面図が必要です。

<注意事項>

- ・取り付け工事で固定しない床置きや、便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。
- ・状況によって、跳ね上げ式手すりを設置する場合は、その理由が分かるように記載してください。
- ・既存の手すりが身体状況の変化などにより合わない場合、①根本的に合わないのか(形状、握り、太さ など)、②高さや長さだけが合わないのか、その理由を明確にして、どのように改修するのかを記載してください。
高さや長さが合わないだけであれば、移設で対応も検討してください。
なお、既存の手すりが老朽化しているなどの理由は、単なる修繕になりますので、支給対象外です。

・手すりの取り付け工事は、原則、片側設置のみを支給対象にしています。

しかし、利用者の身体状況の理由により、片側への手すりの取り付けだけでは住宅改修の目的を達成できない場合は、両側への手すりの取り付けについても住宅改修の対象となりますので、必要となる理由を簡潔に記載してください。

例① 片側麻痺等により、片側への設置だけでは行き帰りの移動が困難な場合
→廊下、玄関ポーチ等

例② 下肢筋力の低下により、両側につかまるものがないと立ち上がりが困難な場合
→トイレ等

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修を指し、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事等。

支給対象
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事（戸の付け足しなどの加工含む） ○ スロープや踏み台を固定設置する工事 ○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事 ○ 敷石をコンクリートスロープにする工事 ○ 階段の勾配を緩やかにする工事 ○ 通路等の傾斜や段差を解消する工事 ○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事
付帯工事
<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置 ・浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> × 床下収納スペースを埋める工事 × スロープや踏み台を固定せずにおくだけの工事 × 昇降機、リフトや段差解消機等を設置する工事 × 給排水浴槽の取り替えに伴う給湯器、シャワーや水栓の工事 × 転落防止柵設置の単独工事（転落防止柵設置は、段差や傾斜解消の付帯工事のため） × 保温性向上のための断熱材

<理由書作成のポイント>

・項目④は、段差を解消する手段（スロープ、敷居撤去や床の上げ下げ など）を明確に記載してください。

＜見積書作成のポイント＞

- ・設置物や工事範囲の大きさを明確に記載してください。（平面図や写真にも記入してください。）過度な範囲の改修は対象外となる場合があります。
- ・同じ場所に2つの工事を行う場合（段差解消と手すり など）でも、改修項目ごとに見積書に記載してください。

＜写真のポイント＞

- ・解消する段差が確認できるよう、施工前後にスケール（メジャー等）を当てた写真を提出してください。
- ・踏み台等を固定している金具を写すようにしてください（施工後に見えなくなる場合は、施工中の写真も添付）
- ・設置物や工事範囲の大きさ、イメージ図を記載してください。

＜平面図のポイント＞

- ・設置物や工事範囲の大きさを記載してください。

＜注意事項＞

- ・取り付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。
- ・単純に階段の踏み板や上り框を拡張する改修は対象外です。
しかし、車椅子、歩行器や杖の利用者で、自立支援にあたり脱輪や転落の危険があるなど、理由や状況から支給対象になる場合もあります。
事前に市に相談のうえ、拡張が必要な理由や、既存の広さと本人の自立移動に必要な広さなどを詳細に理由書に記載してください。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更、浴室では滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。

支給対象
○ 畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更 ○ 浴室の床材を滑りにくい床材へ変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい床材へ変更 ○ 階段への滑り止め取り付け
付帯工事
・床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の変更のための路盤整備
支給対象外
× 老朽化による床材の張替え × 滑り止めマットや素材を置くだけ（固定して取り付ける場合は対象） × 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更 × 保温性向上のための断熱材敷設

<理由書作成のポイント>

- ・現在の床材がどのように滑り易いのか、必ず記載してください。

<見積書作成のポイント>

- ・あくまで改修部分のみが支給対象です。
改修の対象となる部屋（部分）の面積が分かるように記載してください。
平面図と突合して、使用量が明らかに多い場合がありますが、過剰な部分は支給対象外です。

<写真のポイント>

- ・床全体の床材を変える場合は、可能な限り床全体を写してください。（家具などがある場合は、施工中に避けたものも撮影してください。）
- ・階段の滑り止めは、各段の設置箇所が分かるように撮影してください。（分割でも可能です。）
- ・工事範囲の大きさやイメージ図を記載してください。

<平面図のポイント>

- ・工事範囲の大きさを記載してください。

<注意事項>

- ・改修後の変化や効果が明らかでない工事（例）居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は、支給対象となりません。
- ・廊下全面をかさ上げするなどの大きな改修が本当に必要なのか、関係者間でよくご検討ください。聞き取り等でも疑義がある場合は、現地も確認します。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えの他、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。

支給対象
<ul style="list-style-type: none">○ 開き戸から引き戸・折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え○ ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更）○ 開き戸の左右変更や押す引くの変更○ 内開きから外開きへの変更（中で倒れていても開けられない等の理由がある場合）○ 開き戸の幅を広げる（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）○ 引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合のみ）○ 扉の撤去（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）○ 扉の位置の変更（自立支援に寄与するもののみ。単純な間口の拡張は対象外）
付帯工事
<ul style="list-style-type: none">・ 扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象
支給対象外
<ul style="list-style-type: none">× 自動ドアに取替えた場合の動力部分相当費用× 引き戸等の新設（扉の取り替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）× 劣化によるレール、戸車、雨戸等の取替え

<理由書作成のポイント>

・「扉の位置の変更」は、扉通過の必要性、動線がとれない現状や安全性に乏しい理由等を示し、自立支援につながるということがわかるよう記載にします。

<見積書作成のポイント>

・「扉の新設」は、「扉の位置の変更」と比較して、明らかに安価であることがわかるように見積書を作成してください。

<写真のポイント>

・扉の位置の変更で戸枠を外す場合など、事前に戸枠や敷居の様子がわかるように撮影してください。

・戸車の設置は、改修後に戸を設置した後では確認できない場合がありますので、戸の設置前、戸車取付前後に撮影するようにしてください。

<平面図のポイント>

・理由書に記載された動線が、図面でわかるように作成してください。（動線は矢印で記載すると分かり易くなります。）

また、どの部屋へ行くときに、どのように開くのかわかるように、部屋の名称や開き戸などのドアの開きがわかるように作成してください。

★よくある指摘事項から…

- ・ガラスが入った扉に当たりそうで、万一の危険回避のために扉を交換したい。
→対象になるのは日常生活動作における必要性が認められた改修なので、単に便利だとか緊急時のためだけという理由では対象外になります。

- ・扉の撤去と合わせて、壁も撤去したい。
→例えば、トイレを和式から洋式に変更する場合に、洋式はトイレのタンク等で設置スペースを和式よりも必要とする場合が多く、取付け位置や体の向きも変わってくるため、トイレ内が非常に狭くなると壁が邪魔になって、立ち座りをするためのスペースがなくなり、立ち座り動作に極めて支障が生じることがあります。こうしたときは、扉や壁等の撤去も付帯工事で認められる場合があります。

ただし、この扉や壁の撤去はあくまで付帯工事であり、扉等の撤去が本来の目的でなく、トイレを洋式にするときにスペースの関係から立ち座りに支障があって、それを解消するために認められているものです。

これまで自分で歩いていた利用者が、車いすによる移動手段に変更になった場合、扉の間口を広げないと通れなくなったので、まず壁を壊して間口を確保することが第一義で、次に扉を交換するという工事は、扉の交換は必要性があれば認められますが、壁を壊して間口を確保する工事や移動経路の確保を目的とした工事は、住宅改修の対象とされる工事の種類に含まれていないため対象外で、付帯工事としても認められません。

<注意事項>

- ・扉の取替えが対象ですので、既存となる扉（不具合のある扉）が無いのに新規の扉を設置することはできません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きの変更。

支給対象
<ul style="list-style-type: none">○ 和式便器から洋式便器への取替え○ 既存の便器の位置や向きの変更○ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置 ※和式便器→洋式便器への取替えとみなし、便器の本体と設置費用のみ支給対象
付帯工事
<ul style="list-style-type: none">・便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化または簡易水洗化を除く）・便器の取替えに伴う床材の変更も対象・水洗和式→水洗洋式の場合は、給排水工事も対象 ※非水洗和式→水洗洋式の場合は、便器等のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ支給対象外
支給対象外
<ul style="list-style-type: none">× 洋式便器から洋式便器への取替え ※身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り替える場合は支給対象
<ul style="list-style-type: none">× 既存の和式便器はそのまま新規に洋式便器を設置× 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え

<理由書作成のポイント>

- ・現況のトイレをどのように改修したいのか、詳しく記載してください。

<見積書作成のポイント>

- ・一体型便器へ変更するときは型番と「一体型」と記載のうえ、一体型商品であることがわかるカタログの写しを添付してください。

<写真のポイント>

- ・「便器の高さの変更」の場合、座面からの高さがわかるよう床からスケール（メジャー）を当てた写真を撮影してください。（施工前後の高さが比較できるようにするためです。事前申請では商品カタログの添付するようにしてください。）

<平面図のポイント>

- ・現在のトイレの向き、位置がわかるように作成してください。

<注意事項>

- ・和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体式の洋式便座が一般的に流通していることから支給対象とします。

ただし、便器の取り替えであるため、基本的に壁付けタンクや洗浄機能付きの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。

- ・便器の位置や向きを変える工事は支給対象ですが、便器の位置や向きを変えずに、壁を撤去する等の工事は付帯工事ではありませんので支給対象外です。

(6) その他の工事

(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる以下のような住宅改修は対象となります。

支給対象
○ 解体工事費、床材などの処分費、資材・廃材などの運搬費
○ 現場管理費
支給対象外
× 電気工事費
× 設計・積算
× 植木撤去

(7) ユニットバスの工事

介護保険の住宅改修として、ユニットバスの工事そのものは認められておりませんが、厚生労働省の見解では対象工事費が適切に按分されていれば、給付の対象とすることができるものとされています。

そのため、本市においても、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費の按分ができる場合のみ、介護保険の住宅改修の支給対象とします。

この場合、介護保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の金額の確認のため、メーカー等が作成した価格の按分が必要です。メーカー等による価格の**按分が困難な場合のみ**、以下の按分率を目安としてください。

また、この表により按分した場合は、支給対象となる部分を理由書に詳細に記載し、見積り額は改修事業者が責任を持って算出してください。

<按分率表>

部分	支給対象			支給対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	20%	15%	10%	10%

※見積金額は、実際の販売金額とする。

＜ユニットバスで利用できる改修項目等＞

部材	改修項目	理由書	写真
手すり	＜手すりの取付け＞ ・現状不足している手すりに限る	通常の手すりと同じ	＜施工前＞ 必要な箇所に手すりがついていないことがわかるように撮影する
浴槽	＜段差の解消＞ ・またぎ（浴槽内外の段差）の高さ解消 ・洗い場床と浴槽床の落差の解消	またぎを低くしたいのか、床の落差を解消したいのかがわかるように記載する。（またぎの合計が改修後に減じていること。床の落差を低くする場合はまたぎの合計が変わらない場合がある。）	＜施工前後＞ 浴槽内外の段差にスケールを当てて、撮影する
洗い場の床材	＜段差の解消＞ ・脱衣所から浴室の床面の違いによる床上げ床下げ	床上げなのか床下げなのかがわかるように記載する	＜施工前後＞ スケールを当てるなどして、浴室内外それぞれの段差がわかるように撮影する
	＜床材の変更＞ ・滑りにくい床材への変更	通常の床材と同じ	床面全体を撮影する
ドア	＜扉の取替え＞ ・扉から引き戸への変更	通常の扉と同じ	扉全体を撮影する

＜注意事項＞

- ・見積書に単価の記載がない場合や、「一式」と表記された場合は対象外となります。
- ・介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わないため支給対象外となります。

9 支給対象とならない場合

(1) 事前申請手続きの確認を受けていない場合

介護保険による住宅改修は、理由書、完成予定の状態を確認する書類や工事見積書を着工前に提出し、市の確認を受けなければなりません。

また、改修完了後には、完成後の状態を確認する書類、領収書原本や工事費内訳書を提出し、事前申請通りの工事となっていることを、市が確認できなければ、支給（償還）することができません。

(2) 生活するうえで『必要不可欠』な改修とは認められない場合

介護保険住宅改修は、日常生活動作（入浴、排せつ、移乗など）を支援（維持）するためのものが対象で、趣味等の目的に対しては、原則支給対象となりません。

(3) 老朽化や器具の故障の場合

老朽化や器具の故障が直接の理由である場合は、支給対象になりません。

(4) 要介護認定申請中、または入院中や施設入所中の方

要介護認定申請中、入院中または施設入所中の事前申請及び工事着工は可能ですが、認定結果が「非該当」の場合や、退院・退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができません、全額自己負担となります。

(5) 一時的に身を寄せている住宅の改修

被保険者証に記載されている住所にある家屋の改修が支給対象になります。それ以外の一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

(6) 新築や増改築の住宅改修

新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象になりません。また、利用者が使用する目的でない場合も支給対象になりません。

10 その他

<複数事業所から見積りを取る説明> 介護保険最新情報 Vol. 664

介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、住宅改修の実施に当たって複数の事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員等が利用者に説明することが必要となりました。

最終的に決定した事業所以外の見積書の提出は不要ですが、説明不足によるトラブルが生じないようにご注意ください。

＜介護保険住宅改修は、公費（利用者の保険料や税金が財源）によるもの＞

介護保険住宅改修費の支給は、皆さまから納めていただいた大切な介護保険料と税金を財源とした給付です。

このため給付を受けるには、定められたルールを守る必要があります。

ルールを守られない場合、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、

利用者が給付を受けられないこともあります。

制度を熟知し、利用者が不利益を被ることのないようにしてください。

申請に際し、不明な点がありましたら、本項下部の問合せ先に、まずはお相談ください。

＜利用者にとって本当に必要な改修工事であるか、よくご検討ください＞

介護保険住宅改修は、一般的なりフォームとは異なった配慮が必要です。

住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、利用者の要望だけを聞くのではなく、身体状況や家屋状況に応じた専門的な観点から導き出された真のニーズに基づき、適切な改修を行ってください。

最後に…

誰しもが、いつまでも住み慣れた地域（自宅）で暮らし続けたいとの願いをお持ちでしょう。

自宅で安心して住み続けられる環境、あるいは要介護状態にならないような住宅の改修など、利用者にとって有意義なものになるよう、介護支援専門員や改修業者の専門知識を生かして、よりよい提案、改修に努めていただきますようご協力をお願いします。

【お問合せ先】

〒 949-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市市民福祉部福祉課介護保険係

電話 025-757-3757（係直通）